オリックスグループ 人権ポリシー

人権尊重へのコミットメント

オリックスグループでは、私たちが行うすべての事業活動を通じて、社会的責任を果たす必要があると認識しています。 その一環として、国連の世界人権宣言に示されている人権の擁護と尊重、および人権への配慮を事業活動に組み 込むことが私たちの責任であると認識しています。

オリックスグループのコーポレートサステナビリティや、オリックスグループに最も関連のある環境、社会、ガバナンスに関する考え方は、「オリックスグループ サステナビリティポリシー」に明示されています。そして、人権尊重への私たちのコミットメントをより具体的なものとするために「オリックスグループ 人権ポリシー」を定め、事業活動を通じて人権の尊重に取り組んでいきます。

国際的な基準の尊重

オリックスグループは国連グローバル・コンパクトで定められた、人権、労働、環境および腐敗防止の4つの分野における 10 原則をはじめとした、各分野におけるイニシアティブを支持し、人権の尊重と取組の促進にコミットしています。また世界人権宣言、国際人権規約、国際労働機関の国際労働基準、国連のビジネスと人権に関する指導原則などに関する国際規範を支持、尊重します。

適用法令の遵守

オリックスグループは、事業を展開するあらゆる国や地域において、適用されるすべての法律の遵守に努めます。国際的に認められた人権の基準と各地域の法律との間に矛盾がある場合は、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求するよう努めます。

適用範囲およびガバナンス

本ポリシーは、オリックスグループのすべての役職員に適用されます。また、サプライヤーの皆さまに対しては、本ポリシーに沿った人権尊重への理解と実践を期待します。

本ポリシーは定期的に見直し、事業活動や事業環境の変化に応じて必要な修正を行っていきます。本ポリシーの 改定は、サステナビリティ委員会で決議します。本ポリシーの改定を含む人権に関する取り組みはサステナビリティ委 員会で定期的に審議し、取締役会へ報告します。

役職員に対して

オリックスグループは、

- 「行動指針」に定めているとおり、雇用や職場に関するあらゆる差別をなくすことを目指します。そのため、国籍、 人種、民族、出身地、社会的身分、家庭状況、年齢、障害、宗教、信条、性別、性的指向、性自認、婚姻状況、健康状態等によるあらゆる差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどのあらゆるハラスメントを容認しません。そしてどのような形であっても強制労働や児童労働を容認しません。
- 結社の自由および団体交渉権を尊重します。

- 適用される法令に従い、労働時間、休日、休暇、賃金を適切に管理します。そして健康かつ安全で、安心して働ける職場環境の整備に継続して取り組みます。
- 役職員の多様性と個性を尊重します。そしてそれぞれの能力を最大限に発揮でき、働きがいのある職場づくり に継続して取り組みます。
- 役職員との対話を大切にします。通報窓口を通じて人権侵害についての相談を受け付け、問題を把握し、解決を図ります。
- グローバルで事業活動を行う企業として、日本以外での雇用においては現地での法定最低賃金を遵守し、現地での生活賃金以上の支払いに努めます。また現地の習慣や文化を尊重しつつ、最適な職場環境の提供に努めます。

お客さまに対して

オリックスグループは、

- お客さまのプライバシーを保護・尊重します。
- お客さまへの商品・サービスの提供が、意図しない形で人権への負の影響をもたらすことがないよう努めます。
- 本ポリシーをお客さまと共有することにより、お客さまにも人権尊重を期待します。
- 「オリックスグループ サステナブル投融資ポリシー」に基づき、投融資案件を審査する際には、投融資先の企業 や対象案件がもたらす環境、社会面への影響を十分に考慮します。そして人権リスクを重要な判断要素とし、 金融サービスを通じて人権尊重への適切な影響力を確保することに努めます。

サプライヤーの皆さまに対して

オリックスグループは、事業を継続しながら社会における企業の責任を果たしていくうえで、物品やサービスをご提供いただくサプライヤーの皆さまとの緊密な協働こそが重要かつ不可欠であると捉えています。ともに持続可能な成長を達成するため、オリックスグループはサプライヤーの皆さまと共存共栄していく関係を今後も推進します。

オリックスグループでは、自らの企業活動に関する法令・倫理上の責任のみならず、社会全体の持続可能性に貢献するために当社が持つ影響力を正しく発揮することも企業としての重要な責任と考えています。そのため、オリックスグループは、サプライヤーの皆さまに対して、本ポリシーをご理解いただくことと、そのうえで人権尊重を実践していただくことを期待します。サプライヤーの皆さまが人権に負の影響を及ぼしていることが判明した場合、私たちは適切な対応を取ることで人権の尊重を推進します。

地域社会に対して

オリックスグループは、国内に幅広い営業網と顧客基盤を有するとともに、グローバルにも展開しています。事業活動を行うさまざまな地域社会の発展、住民の皆さまとの共存のために信頼関係を構築し、地域の発展と活性化に貢献したいという思いをオリックスグループパーパスでも明示しています。その一環として、地域社会や住民の皆さまの人権に関する負の影響の予防・軽減に向けて、必要な対応を取るように努めます。

教育·研修

オリックスグループは、すべての役職員に対し適切な人権教育・研修を行います。これにより役職員の人権尊重に対する理解と認識を深め、また本ポリシーがすべての事業活動において考慮されるように努めます。

人権に関する相談や苦情を受け付ける体制(救済措置)

オリックスグループは、人権に関する相談や苦情を受け付ける適切な体制を整備するとともに、事業活動が人権への負の影響を引き起こしたまたは助長したことが明らかになった場合には、適切に対応し、その救済に取り組みます。相談は内部通報窓口と外部通報窓口を通して受け付けています。内部通報窓口の利用対象者は役職員です。外部通報窓口の利用対象者はお客さまなど社外の皆さまです。いずれの通報窓口も匿名性を担保して相談を行いやすくしています。通報件数や重要な通報については監査委員会に報告されます。

開示

人権に関する取り組みについて、ウェブサイト等を通じて適切な情報開示に努めます。

2019年9月制定 2024年4月改定